

信号と自己責任

獨協大学法学部教授 小野 秀誠

日本のパトカーの外装は白黒であるが、ドイツのパトカーは、伝統的には緑色であった（EU基準でブルーも混在）。慣れれば、緑色のパトカーは別段不思議でもなかったが、帰国後、緑色の車がパトカーにみえた。また、ドイツで、道路ばたに紅白のテープがひらひらしていても、祭ではなく、工事中のテープである。赤は、信号と同じく危険（Gefahr）の色である。踏切の遮断機も赤白で塗られている。ついでながら、郵便は黄色である。フランスも同じで、角笛のマークも似ている。中世の郵便業者（Thurn und Taxis）からの沿革にもとづくと思われる。ナポレオン戦争後に、大陸の諸国は、郵便事業をTaxisから買い取ったのである。

周知のように、交通規則は、必ずしも万国共通ではない。イギリスと日本は同じで、人は右側、車は左側を通行するが、大陸とアメリカでは左右が逆になる。より大きな問題は、深夜、車の通っていない道路の赤信号を無視して、横断歩道を横断するかである。これは規則の問題というよりも、遵法意識の問題である。ヨーロッパのおおむねアルプス以北では、守る人が多く、以南では、守らない人が多いとされる。左右をみて危なくなければ渡るといふ折衷派も多いから、意見は割れる。車の場合で、青信号なら（自分の正当性だけを信じて、多少相手が）危なくとも進むかという変形もあるが、これについても意見は分かれよう。信頼の原則では青信号でたりるが、法的な過失の有無はそれだけではない。

一時的な危険は、紅白のテープで警告するが、古い遺跡には、auf eigene GefahrあるいはEintreten Verbotenの表示がある。前者は、「入るなら自己責任で」ということで、後者は、端的に「立ち入り禁止」である。観光地の城跡や遺跡などには、必ずこの前者の標識がある。廃城でも入ってみたくるので、入ってもいいが、管理者は責任をおわないというのである。責任回避にも国柄が現れる。日本なら、一律に立ち入り禁止であろう。さほどあぶなくない場合もあるから、自己責任は、実効性を確保するには便利なのである。両者の区分がどの辺からかは、必ずしも明らかではない。ちなみに、債権の帰属に争いがある場合に、債務者が供託しないで支払うのも、自分の危険（auf eigene Gefahr）である。ただし、ライン河で泳ぐことは、生命の危険を伴うそうである（Baden im Rhein ist lebensgefährlich!）。一見のどかにみえるが、大型船が行き交うので、大きな波がたつからである。それでも「遊泳禁止」とは書かれていない。

ほかに、自己責任を示すものに、Die Angaben ohne Gewährがある。宝くじなどの当たり番号を新聞やTVに掲載するときには必ず記載されている。読者・視聴者のために番号は書くけれども、間違っているかもしれない、担保責任はおわないというものである。半分くらいの親切である。日本の年賀はがきの抽選発表などには、まず書かれていない。ちなみに、駅の時刻表の紙片にもこの記載がある。ドイツの列車の運行は、日本ほどではないが、ヨーロッパでは正確な方である。それでも、こうした留保は必要なのである。鉄道（DB）の表示やHPにも記載されている。列車と航空機に関するEU指令によって、運行の遅れには、かなり厳格な運行会社の責任が課せられることになったが、アルプスの南と北で、どこまで同じルールが通用するのか疑問もある。